

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域
フィールドサイエンスセンター宿泊所規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター宿泊所(以下「宿泊所」という。)の管理運営及び利用についての必要な事項を定める。

(目的)

第2条 宿泊所は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター(以下「フィールドセンター」という。)における本学の正課の授業及び教育・研究並びに一般研修等を行うための必要な宿泊等に利用することを目的とする。

(宿泊所)

第3条 フィールドセンターに次の宿泊所を置く。

- 一 フィールドセンター附帯施設農場宿泊所
- 二 フィールドセンター附帯施設演習林宿泊所
- 三 フィールドセンター附帯施設水産実験所宿泊所

(管理責任者)

第4条 宿泊所の管理責任者は、フィールドセンター長とする。

(利用者の範囲)

第5条 宿泊所を利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学生(科目等履修生、特別聴講学生、研究生等を含む。)
- 三 他教育機関の教員、学生、生徒及び児童
- 四 その他フィールドセンター長が必要と認めた者

(利用の許可)

第6条 宿泊所を利用しようとする者は、所定の利用願を生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室に提出し、フィールドセンター長及び当該附帯施設長の許可を得なければならない。

2 フィールドセンター長は、特別な事情が生じたときは、利用の許可を取り消し、又は利用日を変更することがある。

(利用料)

第7条 前条第1項により利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、別に定めるところにより利用料及び光熱水量料等を納付しなければならない。

2 既に納付した利用料は、原則として返還しない。

(利用上の義務)

第8条 利用者は、施設及び設備等の保全に留意し、常に正常な状態で利用するとともに、管理責任者及び職員の指示に従わなければならない。

2 利用者は、火災、盗難その他の事故防止に留意しなければならない。

3 利用者は、故意又は過失により施設及び設備等を損傷又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

4 前3項の義務を怠る場合は、利用の許可を取り消し、又は事後の利用を許可しないことがある。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、フィールドセンター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月13日から施行する。